

川上村「むらの縁側活用ラボ」支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務名

川上村「むらの縁側活用ラボ」支援業務（以下「委託業務」という。）

2 目的

この要領は、地域の居場所創出に係る側面的支援である委託業務に当たり、提案書の公募によるプロポーザル方式により事業者を選定するために必要な事項を定める。

委託先選定にあたっては、価格のみではなく、事業者の専門性、企画力、業務実績等を総合的に勘案し、優れた提案を行った事業者を委託業務の委託先候補者として選定する。

3 委託業務の概要

(1) 業務内容

委託業務は、公民館等を地域の居場所として活用する区および地域住民による主体的な取組に対して、予備的調査実施に基づく設計を用いた側面的支援ならびに、役場の事業担当者への助言等の専門的知識と技術を通じた支援とする。詳細は、「川上村『むらの縁側活用ラボ』支援業務仕様書」のとおりとする。

(2) 委託期間（予定）

契約締結日から令和8年3月31日まで

(3) 契約上限額

4,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

本委託業務の実施に係る経費は全て委託料に含むものとする。

(4) 委託者

川上村

(5) 支払方法

受託者は、業務完了後に委託者へ提出する報告書等の検査終了後、委託料を村に請求するものとし、村は、受託者の適法な請求書を受領してから30日以内に支払う。

4 スケジュール（予定）

内 容	日 程
公募開始（公告）	令和7年4月2日（水）
仕様書等の交付	令和7年4月2日（水）～令和7年4月23日（水）
質問の受付	令和7年4月17日（木）午後5時15分まで
質問の回答	随時回答 最終：令和7年4月21日（月）午後5時までに回答
参加申込書等の提出期限	令和7年4月23日（水）午後5時15分まで

ヒアリングの実施	令和7年4月30日（水）予定
審査結果の通知	令和7年5月2日（金）予定
委託契約の締結	令和7年5月9日（金）予定

5 仕様書等の交付方法

川上村ホームページからダウンロード

〔村ホームページ〕 <https://www.vill.kawakami.nara.jp/life/docs/2025040100020/>

6 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げるものに該当しない者であること。
 - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
 - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
- (3) 応募書類提出期限において、川上村の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (5) 川上村に納税義務がある者の場合、川上村に対して法人等として滞納がないこと。

7 質問及び回答

委託業務に係る質問事項がある場合は、所定の質問書（様式2）に簡潔に要旨を記載の上、電子メールに添付し提出してください。また、質問書送信後に、確認のため電話連絡をしてください。

なお、質問受付期限を過ぎて提出された質問については受け付けません。

- (1) 受付期間
令和7年4月2日（水）～令和7年4月17日（木）午後5時15分まで
- (2) 提出先（電子メールアドレス）
川上村健康福祉課（fukushi@vill.nara-kawakami.lg.jp）
- (3) 回答方法
提出された質問事項と回答については、令和7年4月21日（月）17時までに質問者へ電子メールで回答するとともに、村ホームページに掲載する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1） ※ 正本のみ押印の上提出
- ② 企画提案書（任意様式）
 - ※ 別紙「川上村『むらの縁側活用ラボ』支援業務仕様書」に基づき作成すること
 - ※ 提案書の中で委託業務の実施体制について提示すること
- ③ 見積書及び内訳書（消費税及び地方消費税含む）（任意様式）
- ④ 類似業務の受託実績の内容がわかる資料（任意様式）
- ⑤ 川上村税に滞納がないことの証明書（川上村に納税義務がある場合。写し可。提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 提出期間

令和7年4月2日（水）～令和7年4月23日（水）午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。持参の場合は川上村の休日を定める条例（平成元年12月21日条例第32号）に規定する村の休日を除く午前8時30分から正午まで及び、午後1時から午後5時15分までに持参し、郵送の場合は(2)の期間内必着とする。

(4) 提出先

〒639-3594
奈良県吉野郡川上村大字迫1335-7
川上村健康福祉課

(5) 提出部数

正本1部、副本3部

(6) 辞退する場合

参加申込書等の提出後に辞退する場合は、ヒアリング実施日の前日までに辞退届（様式3）を持参又は郵送の方法により提出すること（郵送の方法による場合は、ヒアリング実施日の前日までに到着するようにすること。）。

9 選定方法

(1) 審査体制

川上村職員で構成する川上村「むらの縁側活用ラボ」支援業務公募型プロポーザル選考審査委員会（以下「委員会」という。）が、別紙2に掲げる評価項目に従って審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。

(2) 審査方法

委員会は、提出された書類及び提案者へのヒアリングにより、評価項目をもとに審査し、総合点数により最適提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。なお、総合点数が同じ場合は、見積価格が低い者から順次上位の順位を付ける。

ただし、委員会で審査をした結果、合計点が満点の半分に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。

(3) ヒアリング審査

令和7年4月30日（水）（予定）

発表時間は1事業者につき40分以内（内容説明20分以内、質疑応答20分以内）とする。

詳細な日時・場所については後日、通知する。

(4) 審査項目

別紙「川上村むらの縁側活用ラボ支援業務プロポーザル選定評価基準表」のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ① 「6 参加資格」要件を満たさなくなった場合
- ② 期限までに必要書類が提出されなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ④ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑤ 審査の公平性を害する行為があったと川上村が認めた場合
- ⑥ その他委員会が不適格と認めた場合

(6) 事前審査

応募者が多数の場合は、提出された書類により事前審査を行い、ヒアリングに参加する事業者を選定することがある。

(7) 審査結果の通知

選定結果は、提案者全員に文書により通知し、川上村ホームページに掲載する。なお、選定結果及び選考の経過についての問合せ、異議申立てに対しては応じない。

10 契約手続

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり企画提案内容（見積内容を含む。）をもってそのまま契約するとは限らないので、留意すること。

また、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

11 その他留意事項

- (1) 本提案に係る諸経費等は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (3) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差替は認めない。
- (4) 提出された書類は、審査目的以外には使用しないものとする。
- (5) 提出された書類は、審査目的の範囲内で複製する場合がある。
- (6) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加事業者に帰属するものとする。
- (7) 書類提出以後の参加辞退した場合において、以後における不利益な扱いはしないものとする。
- (8) 本業務に関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、委員会において提案内容の審査を

行い、選定の可否を決定する。

- (9) 本企画提案において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本企画提案の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとする。
- (10) 提案書は、川上村情報公開条例の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第 6 条の不開示情報を除き、開示の対象となる。ただし、企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第 6 条第 3 号又は第 5 号の規定により、開示の対象としない。

1 2 問合せ・連絡先

川上村健康福祉課

担当：越智

〒639-3594

奈良県吉野郡川上村大字迫 1335-7

電 話：0746-52-0111 内線 2 6

F A X：0746-52-0234

電子メール：fukushi@vill.nara-kawakami.lg.jp

川上村「むらの縁側活用ラボ」支援業務
プロポーザル選定評価基準表

評価項目	評価基準（着眼点）	配点 (満点)
業務実施体制	委託業務全般を適正かつ確実に遂行できる実施体制になっているか。	20
	本村と十分に連絡調整ができ必要なアドバイスを行うことができる体制になっているか。	
業務への考え方 及び理解度	業務実施への意欲や積極性は十分にあるか。	20
	業務の目的、条件及び内容を的確に反映した提案内容となっているか。	
	地域づくり、特に福祉コミュニティに関する必要な知識を有しているか。	
業務実施内容	業務を進める作業手順やスケジュールが具体的に示されているか。	50
	提案内容に実現性が確保されているか。	
	次年度以降の事業の展開方法について提案があるか。	
	提案内容にアイデアや独創性がみられるか。	
	提案者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫がなされているか。	
	より詳細で具体的な内容を提案しているか。	
	本村と提案者の役割分担は明確で妥当なものか。	
	仕様書以外の内容で、本村に有益な追加提案があるか。	
見積価格	価格が提案内容に対して適正な価格になっているか。	10
合 計		100